

局現場総括担当者	局現場主任担当者	局現場担当者
担当課長	担当係長	係

主任技術者
配水管工事現場代理人及び 又は 設置通知書〔当初 変更〕
監理技術者

令和 年 月 日

神戸市水道事業管理者 宛

開発者等 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者又は
受任者名 _____

施工事業者 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者又は
受任者名 _____

次にあげる事業の開発区域内への給水に必要な配水管の施工に関して、開発者等工事の施行に関する協定書第6条に基づき、配水管工事現場代理人（以下「現場代理人」という。）を選任しましたので、下記のとおり通知します。

※イ ※イ
なお、下記主任技術者又は監理技術者は建設業法第7条2号ロ、第15条第2号ロ
ハ ハ

該当の資格を有する者、又は第27条の18第1項により資格者証の交付を受けた者であり、かつ過去5年以内に監理技術者講習を修了した者であることに相違ありません。

事業名

工事場所

配水管工事現場代理人（職）氏名

（変更する場合はその理由： _____）

※ 主任技術者
（職）氏名
監理技術者

（現場代理人と兼務することは可能です。
・監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任するときは、別紙に資格者証のコピー等を貼付してください。）

※（本工事専任 他の工事と兼任（工事名： _____）
（共同企業体の場合は所属会社名 _____）
（変更する場合はその理由： _____）

※印は該当する記号を○で囲む、又は□に✓を入れること。

※現場代理人及び監理技術者等の変更は原則認められません。

誓約書

上記の工事について、以下のとおり誓約します。

- 1 本工事により整備される配水管は、完成後、神戸市水道事業の用に供されるものであるため、開発者との間で締結している工事請負契約書に添付された「開発団地等における配水管の施工にかかる特記仕様書」をはじめ、配管工事特記仕様書（神戸市水道局配水課）、神戸市土木請負工事必携等を遵守して施工します。
- 2 神戸市水道局の局現場担当者の品質確保に関する指示に従って施工します。なお、現場代理人は、開発者等から、局現場担当者からの指示に対応する権限を与えられています。
- 3 その他、神戸市水道局と開発者等との間で締結している「開発者等による配水管工事の施行に関する協定書」をはじめ、「開発団地等における配水管の民間施行を承認する条件」、「開発者等による配水管工事の施行に関する要綱」を確認し、その中の施工に関する事項を遵守して施工します。

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

	設置基準	資格要件	備考
主任技術者	<p>監理技術者を置かなければならないこととされている特定建設業者を除くすべての建設業者は、その請け負った建設工事を施工するとき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者を置かなければならない。</p>	<p>次の（イ）（ロ）（ハ）のいずれかに該当しなければならない。</p> <p><建設業法第7条第2号></p> <p>（イ） 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）を卒業した後5年以上、又は同法による大学（旧大学令による大学を含む）若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの。</p> <p>（ロ） 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者。</p> <p>（ハ） 国土交通大臣が（イ）又は（ロ）に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。</p>	<p>公共性のある施設又は工作物で政令で定めるもの（上水道）で、工事1件の請負代金の額が3,500万円以上（但し、建築工事の場合は7,000万円以上）については、工事現場ごとに専任の「主任技術者」又は「監理技術者」を置かなければならない。専任の「監理技術者」を要する工事においては、監理技術者資格者証の交付を受けた者であり、かつ過去5年以内に監理技術者講習を修了した者でなければならない。</p>
監理技術者	<p>発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で、4,000万円以上（建築工事の場合は6,000万円以上）の工事を下請施工させるものは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、「監理技術者」を置かなければならない。</p>	<p>主任技術者の資格要件を満たし、かつ、次の（イ）（ロ）（ハ）のいずれかに該当しなければならない。但し、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の場合は、（イ）に該当する者又は（ハ）の規定により国土交通大臣が（イ）に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。</p> <p><建設業法第15条第2号></p> <p>（イ） 建設業法の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者。</p> <p>（ロ） 主任技術者に該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。</p> <p>（ハ） 国土交通大臣が（イ）又は（ロ）に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。</p>	

※詳しくは建設業法を参照すること。